

摂津市議会

# 駅前等再開発特別委員会記録

平成13年10月26日

議会事務局

# 目 次

## 駅前等再開発特別委員会

10月26日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件	1
開会の宣告	2
助役あいさつ	
委員会記録署名委員の指名	2
吹田操車場跡地利用問題について	2
補足説明（都市整備部長、生活環境部長）	
質問（野口委員、木村委員、本保委員）	
閉会の宣告	14

## 駅前等再開発特別委員会記録

### 1. 会議日時

平成13年10月26日(金) 午前10時1分 開会  
午前11時1分 閉会

### 1. 場所

第二委員会室

### 1. 出席委員

委員長 山本善信 副委員長 藤浦雅彦 委員 大澤勝哉  
委員 本保加津枝 委員 木村勝彦 委員 石橋徳治  
委員 野口 博

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 説明のため出席した者

助 役 小野吉孝  
都市整備部長 小西 進 同部次長兼都市計画課長 北野正明  
まちづくり支援課参事 岡田秀樹  
生活環境部長 前田宜伸 環境対策課長 前川 弘

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局次長 岸本文夫 同局次長代理 野杵雄三

### 1. 案件

吹田操車場跡地利用問題について

(午前10時1分 開会)

山本善信委員長 ただいまから駅前等再開発特別委員会を開会いたします。

まず、理事者からあいさつを受けます。  
小野助役。

小野助役 おはようございます。

大変お忙しい中を駅前等再開発特別委員会を開催賜りましてありがとうございます。

本日、本委員会にご説明申し上げます内容につきましては、吹田操車場跡地利用問題にかかわりまして、環境対策、環境影響評価につきましてはの中間報告並びに今後の本市としての取り扱いにつきまして、生活環境部長並びに都市整備部長よりそれぞれ説明申し上げたいと存じております。

よろしくお願ひ申し上げます。

山本善信委員長 あいさつが終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、大澤委員を指名いたします。

本日の案件は、今もお話がありましたとおり、吹田操車場跡地利用問題についてでございますので、まず説明をお願いいたします。

小西都市整備部長。

小西都市整備部長 それでは、本日、本委員会にご説明申し上げます内容につきましては、基本協定の第3条の環境対策にかかわります、環境影響評価についての中間報告並びに今後の取り扱いについて、説明を生活環境部よりご説明申し上げますが、まず都市整備部に関係いたします内容について、私の方から今日までの経緯及び基本協定第6条の地元説明につきまして、ご説明を申し上げます。

吹田操車場跡地への梅田貨物駅移転については、平成9年6月18日に旧日本国鉄清算事業団より申し入れがなされ、

関係機関におきまして協議を重ねながら、平成11年1月20日に「梅田貨物駅の吹田操車場跡地への移転計画に関する基本協定」を締結し、日本鉄道建設公団では基本協定にかかわります項目について、行政手続きを進められているものであります。

このことから、梅田貨物駅移転にかかわります基本協定に基づきます取り組みにつきましては、今日まで広報等により市民の方々に周知を図ってまいりました。

今後、本市といたしましては、地域関係者の方々に對しまして、より一層の周知を図り、幅広いご意見をいただくため、説明会の開催を行う予定を考えております。

説明会の開催時期につきましては、日本鉄道建設公団が本年12月下旬に環境影響評価準備書を両市に提出する予定を考えられており、本市におきましても、その時期に即応した取り組みが必要と考えております。

そのため、地元説明会につきましては、梅田貨物駅移転にかかわります事業内容、並びに環境アセスメントにかかわります内容の説明を日本鉄道建設公団が主催し、概要説明をされるものであります。

本市といたしましては、準備書が市に提出されます前に、地元関係自治会役員に對しまして、基本協定の内容を含め、当面のスケジュールについて、事前に市よりご説明を申し上げ、十分に周知を図ってまいりたいと考えております。

山本善信委員長 続いて、前田生活環境部長。

前田生活環境部長 本日、本委員会にご報告申し上げます案件につきましては、環境影響評価実施計画書に対する市長の意見書提出以降の経過と今後の取り扱いについてでございます。

平成11年12月27日に、日本鉄道建設公団より提出されました「吹田貨物ターミナル駅建設事業に係る環境影響評価実施計画書」を受けまして、平成12年12月20日に日本鉄道建設公団に対して市長の意見書を提出いたしました。

この意見書を受け、鉄道建設公団では、大気、騒音、振動、気象、交通量などの現地調査を現在行っているところでございますが、11月末の調査を終了後、調査結果、予測及び評価を取りまとめた準備書を12月下旬以降に提出したい意向であると日本鉄道建設公団から聞いております。

この準備書が提出された以降の環境影響評価の手続きにつきまして、配付させていただいておりますフロー図に沿ってご説明させていただきます。

この準備書が提出されたのちの予定といたしましては、来年1月中旬ごろに告示いたします。そして、日本鉄道建設公団は告示後、30日以内に事業計画地の周辺、おおむね300メートルの範囲内における住民説明会の開催や、告示後44日までが環境保全上の見地からの住民意見の提出期限となっております。

これらの日程や場所等詳細につきましては、1月発行の広報紙にて掲載を予定いたしております。

この間に出された住民意見書につきましては、直ちに日本鉄道建設公団に送付いたします。これを受け、日本鉄道建設公団より意見書に対する見解書が提出されてまいります。この見解書に対し、再度住民の意見を求めてまいります。

市では、事業者から出された準備書、住民よりの意見、事業者からの見解書など、環境の保全の見地から総合的かつ技術的に検討していただくため、5名程度の学識経験者による環境影響評価審査会

の設置を考えております。

この検討内容に基づき、準備書に対する市長の意見として、事業者に提出してまいりたいと考えております。

なお、この準備書につきましては、本市では環境影響評価制度についての法令的な根拠を持っていないことから、日本鉄道建設公団との協議を行うとともに、吹田市との連携を図りながら手続きを進めてまいります。

なお、先ほど申し上げました準備書が提出されました折には、直ちに本委員会の開催をお願いし、内容のご説明をさせていただきたいと考えております。

以上をもちまして環境影響評価準備書に対する本市の今後の対応につきましての報告及び説明とさせていただきます。

山本善信委員長 以上で説明が終わりました。

それではこの際、ご質問があればお受けいたします。野口委員。

野口委員 おはようございます。

これまで取り組んできた到達を踏まえて、アセスメントに関する現状と今後の報告があったわけですが、基本的な問題の論議は別にしまして、手続き上、こういう開発について、住民のご意見をきちんと聞くと。広範囲にいろいろ聞いていただくという立場から見て、今説明があった点で、300メートル以内と、これはこの間のいろいろ計画書の中でも、300メートル基準というのが強調されていましたが、できれば、多くの方々のご意見を聞くということで見れば、該当の自治会は当然ですけれども、この300メートル以内は、一応なくしていただいて、多くの方々にご参加いただいて、説明会を行うという立場で、ぜひ臨んでいただきたいわけですが、その辺の問題についてのお考えを1つ。

それと準備書が12月下旬に両市に届くと。この間の経過を踏まえて、調査をされた結果が準備書でありますけれども、この準備書の手続き、きょういただいた資料の真ん中部分ですけれども、これが大体期間的に、どのくらい見ておられるのかと。

それと、最終的にこの準備書の手続きの段階で、審査会のご意見をもとに撰津市長の意見書を出すと。その次に、評価書の手続きという最後の流れがありますけれども、この一連の流れの中で、期間的にどのくらい期間がかかるのかですね、そういう点もあわせてお尋ねをしておきたいと思います。

山本善信委員長 前川課長。

前川環境対策課長 300メートル範囲内における説明会の件なんですけれども、実施計画書の中で一応線路敷両サイド含めて300メートル範囲が影響が出るであろうという範囲の位置づけがされております。

住民説明会においても、その影響がある範囲内においてやるということで聞いておるんですけれども、市全体の説明会も予定されておりますので、そこの地域だけの住民じゃなくても、一応広報等でそういう詳細について広報する関係で、その範囲外の方でも来ていただいて説明を受けるといった機会は得られるんじゃないかと考えております。

それと2点目の期間的な問題なんですけれども、準備書が出て住民の意見書が公表及び告示ですが1月中旬ぐらいに告示予定と聞いております。それ以後に44日間の住民意見の提出の期間ということで、意見のとりまとめを行って公団に送付するのが3月初旬と。それ以後に見解書が出されてくるということで、それを受けてさらに審査会等で検討していく

関係で、どうしても夏前後ぐらいにはなるのかなという予定、市長の意見書としてとりまとめられるのが夏前後かなという考えは持っておるんですけれども、ただ吹田市も条例に沿った同じ手続きをされますので、両市の歩調をあわせて今まで時期的にもやっておる関係で、若干のずれは生じてこようかなということは考えられます。

市長の意見書を受けてさらに検討されて、評価書が公団の方から出されてくるということですので、来年の秋ぐらいには出されてくるのではなからうかと。これも市長の意見書の出す日にちによってかなり変わってきますので、何とも言えないんですけれども、それぐらいの予定は考えております。

山本善信委員長 野口委員。

野口委員 そうしますと、行政側がお考えになっているスケジュールでいくとした場合に、準備書の手続きの最終段階、地元としても市長の意見書までまとめると。そのあと、公団側の見解書だとかいろいろあって、アセスに対する最終が来年の秋ごろということに理解していいのか。

それとも、公団が次の手続きに入る前ですので、そういうもろもろの仕事が来年秋ごろ終わるのか、ちょっとわからなかったのもう一度その説明をいただきたいのと、300メートル問題ですけども、全体説明会だとか、いろいろ説明会をされるということで、そういう説明がありました。

そうしますと、もう少し具体的に準備書がどういう形で流れていくのかですね、広報でいろいろ告知をしたり、いろんな作業が始まってきますけれども、市民から見たら、準備書というものについて、こういう流れでいきますよと、こういう

内容なんですよと。内容とこれまで1回まとめたやつが報告されたんですかね、そういうものについて、どういう形で接することができるのかですね。

その上で、説明会の中身ですけれども、地元説明会もされると、全体説明会もされるという話でありますけれども、ちょっとその辺の、わかりやすいように説明いただきたい。

それと準備書に対する意見書の対象範囲ですけれども、これは摂津市民であれば、または吹田市民であれば、その対象について、どういう制限があるのか、この際、確認しておきたいと。300メートルを超える摂津市民の方々は対象外ということになるのかですね、多分そうじゃないと思いますけれども、1回そういう意見書を出す対象と300メートル問題について、お答えをいただければと。

その上で、審査会の役割も重要になってきます。5名ほどというお話がありましたけれども、府下的には、各自治体の審査委員の重複ということで、いろんなそういう状況をお聞きしているわけですが、もう決まっていたかな、審査会のメンバーについて、お答えできる範囲で明らかにしていただければと思います。

それと、一番最初の広報での告示ですけれども、これは先ほどお話があった1月中旬が告示ですけれども、広報だとかそういう行政側のこの問題に対する市民への周知という開始が、どういう形になるのか、もうちょっと確認の意味で、以上、お答えをいただきたいと思います。

山本善信委員長 前川課長。

前川環境対策課長 先ほどの答弁で、10月ごろという日にちを言いましたけれども、これについては、評価書が提出されるであろうという時期が、10月ご

ろになるであろうということでございます。

それと、この手続きの流れなんですけれども、準備書が12月の下旬に出されてきます。その前段といたしまして、自治会の方、役員さんの方で一応我々今までの経過なり、事業概要を周知するための説明会という形と、今後のアセスメントのスケジュール的なものも含めて、説明会を事前に開催させていただく予定を考えております。

それをもって12月下旬に準備書が出されてきますと、告示という手続きになるんですけれども、これが1月の中旬ぐらいと、今現在では1月中旬と。

その前段で、市の広報で住民の説明会なりの詳細についてお知らせいたしますと。それと市民の意見の提出期間とか、提出方法とか、その辺の詳細については広報でお知らせするという、1日には考えておるんですけれども。

それで、説明会の日程とか、掲載していきたいと。それをもって住民の説明会が一応告示後30日以内に説明会の開催ということで、公団の手続き上の問題がありますので、その間に吹田も含めた本市の住民に対する説明会というのを約3回程度考えられております。

その間、告示後ですけれども、縦覧期間30日プラス2週間、44日間の期間に住民意見の提出という形で、2月いっぱい末までが提出期間。

それを取りまとめて、公団の方へ提出するという流れで今予定しております。

次に、意見書に対する件なんですけれども、特に摂津市域における環境保全上の観点からの意見書をいただくんですけれども、特に300メートル範囲内の住民に限らず、市民については提出いただくことは考えております。

それと、審査会のメンバーなんですけれども、今現状で調査されているのが、大気とか騒音、振動、気象、交通量等、調査されているので、審査会の先生方におきまして、大気の専門の方、騒音、振動の専門の方、それと緑も含めた景観的な問題。それと文化財ですね、埋蔵文化財関係の方。その5人程度を今現在考えておりまして、今人選中でございます。

広報の件は、先ほどご説明会させていただいたとおりです。

山本善信委員長 野口委員。

野口委員 そうしますと、もう少し地元との対応問題、市民との情報公開の問題についてお尋ねをしたいと思うんですけれども、先ほど住民説明会3回程度というお話がありました。これは全体説明会は例えば1回やって、対象地元説明会は何回とかですね、いろんなそういう性格に合わせて計画なさっていると思いますので、その説明会の中身を、もう少しちょっと1月1日の広報でお知らせすると。あとは地元の準備書いただく前の地元自治会への説明会で、一定、調整されながら、地元説明会の開催にこぎつけていくだろうと思いますけれども、ちょっとその辺のこと、もう少し説明をいただけませんか。

それともう1つ、地元自治会という対象範囲が、どうなるのか、この際、説明をいただければと思います。

長いですわね、敷地が。だからそれなりのやっぱり地元という対象は、よくあると思いますので、その点で対象自治会の中身について、あわせてお願いしたいと思います。

それと、昨年12月20日に市長の意見書を提出されました。

その中で、事前の案の段階でご説明いただいて、いろいろご意見を申し上げます

したけれども、摂津市として、大体吹田と同様の中身として多いわけですけれども、出された意見書と、準備書の取り組んだ中身との関係で、どう摂津市として評価されているのか、この際、あわせてお聞きしておきたいと思いますし、もう1つは、千里丘5丁目の1年前に信号機できました5丁目のところから山田川沿いにずっと入っていく、あれが工事中の車両道路ということで、進入路に計画がされてますけれども、大変なトラック等による出入りもあるわけで、この付帯意見の中に、ことについて、一定のルートの変更についての検討ということも一応意見書の中で述べてます。

こういう問題が、当初の実施計画でいっているのか、それともこういう意見をもとにして、一定のルート変更がなされて、進んでいるのか、ちょっとこういう点も、意見書についてのそういう問題、お考えを、お聞かせをいただきたい。

あわせて、全体の取り組み状況で、今回のアセスに関係ありませんけれども、基本協定の基本問題だった貨物量半分の大阪市内への移転ということなど、取り付け道路もそうでありますけれども、基本3条件の問題について、もしわかれば明らかにしていただきたいと。以上です。

山本善信委員長 前川課長。

前川環境対策課長 説明会の開催の具体的な内容なんですけれども、一応自治会の範囲といたしましては、北側におきましては千里丘1丁目から7丁目、南側におきましては千里丘東1丁目から5丁目及び庄屋地区です。

地域的には、阪急の線路敷よりも北側という地域の18自治会を対象という形で考えております。

説明会ですけれども、1月の下旬ごろまでに一応以北と以南、1回ずつ。全体



説明会を1回と、計3回が公団として提示されている説明会の開催です。

2点目の意見書の反映についての問題なんですけれども、当初、実施計画書では大気とか騒音、振動につきましては、1か月という形の予定で示されておりましたけれども、市長の意見としては、四季を通じて4回という意見を受けて、公団としては四季を通じて4回と、4か月実施されております。市長の意見を受けて、それぞれ検討されて準備書に反映されてくると思っております。

山本善信委員長 北野次長。

北野都市整備部次長 工事中車両の進入路についての内容でございますが、今現在、進入路につきましては実施計画書におきまして、山田川右岸を通るルートとして位置づけはされております。

実際、我々住民の合意形成を図るに当たっては、いろいろと問題が生じるということで、意見書もその間に出していったというふうな状況でございます。これを受けまして、我々といたしましても、その通行する際におきまして、いわゆる交通安全対策を考慮する中では、非常にほっとけない問題だということで、現在、所轄も交えながら協議をいたしておる段階でございます。その結論につきましては、今現在のところまだ出ていないというふうな状況でございます。今後ともそのルートにつきましては、我々は所轄とも協議しながら進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

2点目の大阪市の取扱いについてでございますが、基本協定の第1条の5項にございましたように、この内容につきましては、梅田貨物駅に残る約半分の機能につきましては、鉄道建設公団が責任をもって対処するということになってござ

いまして、現在、鉄建公団におきましては、その内容につきまして大阪市と協議をされている状況でございます。

またその内容につきましては、まだ具体的な移転先が見当たらない状況のもとで協議をされている段階でございます。明確な回答はまだいただけない状況でございます。

この内容につきまして、特に本市におきましても、最終的な合意につきましては、この見解がいただければ合意形成には至らないというふうに考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

山本善信委員長 ほかにございませんか。木村委員。

木村委員 改選後初めての委員会ということで、委員長を除けば約半数が新しい方が入ってこられましたし、若干元へ戻る議論になるかもわかりませんが、吹田貨物の計画については肅々と、こういう形には進んでおりますけれども、ちょっと後半で野口委員がおっしゃいましたように、梅田貨物の取扱量の、どういう形で分散をしていくかということで、当初は竜華とか百済でしたか、吹田と3つぐらいあったんですけれども、最終的に今の計画では百済と吹田に分散をしていくという形の中で、250万トンの取扱量をどういうふうに分散していくかということも、なかなか不確定な部分がありますし、2、3年前の計画では一応吹田と百済で半分ずつの貨物を割り振っていくということになっておると思うんですけれども、その辺の貨物量の取り扱いによっては、アセスも相当また変化をしますし、その辺の吹田貨物駅の今のアセスについての整合性について、もう少し詳しく説明してもらわないと、一方で取り扱いの貨物量がコンクリートされてない段階で今の環境評価を出して

いっても、流動的な面もありますし、その点ではその辺の整合性について、ひとつ説明を願いたいと思います。

それともう一つは、貨物ターミナルの方は、肅々とこういう形で進んでいておりますけれども、跡地利用について、現実に吹田、摂津の跡地利用の計画がどのような進み方をしておるかということについては、我々にとってもなかなか見えてきませんし、巷間いろいろ聞きますと、吹田市も非常に当初の計画が大きく頓挫はしておりませんが、変更せざるを得ない状況に追い込まれているというようなことも聞きますし、摂津市については、今のところ全く見えてきておりませんが、そういう跡地利用の今後の吹田、摂津の計画の進め具合。それとこの貨物ターミナルとの進み具合との整合性、その辺について、もう少し詳しく説明してもらわないと、我々も若干理解できておりませんが、新しい委員にとっては非常にわかりにくいと思いますので、もう少し詳しく、一連の流れを担当部の方でお答えいただいたらと思うんですけども。

山本善信委員長 北野次長。

北野都市整備部次長 梅田貨物駅の取扱量の内容でございますが、今現在、梅田貨物駅で扱っております250万トンの約その半分を、100万トン、その機能を吹田貨物（仮称）ターミナルの方に移転すると、こうなっております。

今現在、基本協定も交わしております内容では、100万トン以内というふうな表現の仕方になってございまして、実質その取扱量につきましては、まだその向こう10年間をさかのぼって、その平均をとってその時点でもっての取扱量を確定するのかという議論を今現在いたしております、基本的にはその基本協定

にもございます100万トン以内の機能、要は取扱量として取り扱ってまいります。

その内容につきまして、環境影響評価を現在実施いたしているというふうな内容でございます。

そして、跡地利用計画についてでございますが、この利用計画につきましては、吹田市と両市でもって協調しながら、基本構想を平成10年、11年度の2か年でもって進めてまいったところでございます。

特にその一番共通する中身といたしましては、緑地問題、そして基盤整備に伴うそのルートの問題、そしてあとにつきましては、そういう基本的用地買収にかかる問題等々ございますが、一定、こういった中身につきましては、今後、詰めてまいらなければならないというふうには思っております。

そして、今後の取り組み状況でございますが、一定、この環境アセスが両市合意形成に至れば、即座に鉄道建設公団が3年ないし4年でもちまして整備にかかる予定をいたしておるところでございます。

これらの整備ができる段階におきまして、一定、両市でもってその用地につきましても、買う、買わないの話をやっまいらなければならないということでございます。

そこまでに至るまでには、いろいろな諸課題が残っておりまして、まだまだ本市におきましても、非常に財政事情厳しい折、どこまで整備ができるのか、一定、検討もする中で、一定の方向性は、当然示してまいらなければならないというふうにも考えております。

今後におきましても、それらの整備計画が環境アセスが具体的になれば、一定、我々そのスケジュールといたしまして、

その組み立てにつきましても、十分調整をしながら進めてまいらなければならないと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

山本善信委員長 今のご説明の中で、100万トン以内ということでの吹田ということは説明ありましたけれども、大阪市との話で、どうなっているかということをもう少し具体的にできましたら説明を付け加えてください。北野次長。

北野都市整備部次長 その梅田貨物駅におきましては、250万トンという表示をされておりますが、その内容の機能の半分を要は大阪市で取り扱う。そのあと、残りの半分を吹田操車場跡地に持ってくるという内容でございます。吹田操車場跡地に持ってくるのが100万トン、そしてあと残りの約半分につきましては、大阪市で取り扱うというふうな内容で、現在、進めておる状況でございます。

山本善信委員長 大阪市の方の話が進んでいるのか進んでいないのか。進んでいるとしたらどこまで進んでいるのかということ、どこまで情報を得ておられるのか、その説明をしてもらわないと。

北野次長。

北野都市整備部次長 先ほども野口委員に申しあげましたように、大阪市といわゆる鉄道建設公団が、今現在、協議中でございます。まだ具体的な移転場所が明確にされていないという状況のことから、大阪市としても公表ができないというふうな段階でございます。これらが明らかになりますれば、またご報告を申し上げたいというふうに考えております。

山本善信委員長 木村委員。

木村委員 十分理解ができないんですけれども、今、後半で答弁されました問

題につきましては、平成9年の3月の日経新聞に出ておるんですけども、これ梅田で1兆円入札ということですね、計画になっておるんですけども、今、政府の方でも、特殊法人の見直し等でいろいろ厳しい状況の中で、果たしてこれだけの事業が前へ進んでいくかということは、1つは大きく懸念をするわけですし、その中で、梅田貨物を移転させて、吹田と百済に分散する中で、百済の方の大阪市内は、今のところ99万トンが限界やと言うてます。百済の方はね。

そうしますと、あと大規模工事をしたら半分は受けられるやろうということは、大阪市長もおっしゃってますけれども、その大規模工事をして、150万トンの受け入れをしていけるかどうかということについての確定的なことがなければ、吹田が100万トン以内に収まるという保証はないわけですね。

だからその辺のやっぱり、大阪市と百済の貨物ターミナルと、吹田の貨物ターミナルのやっぱり割り振りをはっきりしないと、この環境影響調査をしても、これはもう絵に描いた餅に終わってしまいますし、そういう点で、こうしてどんどん、どんどん吹田の貨物ターミナルの計画について進められることについては結構ですけども、一方では、そっちの方の受け入れる側の取扱量の確定ということもやっぱりはっきりしていかなと、ほんまに整合性が取れなくなってしまいますし、そういう点では、この事業が果たして計画どおり進むのかということについては、大変危惧しております。

国も地方自治体も大変財政厳しいですし、そういう鉄道建設公団という特殊法人の見直しもこれからされていくという状況の中では、相当計画が先送りになってくるのではないかと危惧をします、

私は。

そういう点で、一方では吹田の方はどんどん、どんどんそういう事業に向けてのアセスを取り組んでいくということになってきますと、地元説明会を開いて果たしてそっちの方はどうなってるのだということを知られたときに、いやそれはまだ確定しておりません、しかし貨物ターミナルの方は粛々と進めていくということでは、なかなかやっぱり市民の理解を得られませんし、その辺をやっぱり吹田市、大阪市、摂津市とは協議をする中で、その辺の詰めを意見としてどのようにおっしゃってもらっているのか、そのことが私たちには見えてきませんし、その辺の取り組み状況について、もう一度、説明してもらえませんか。

山本善信委員長 小西都市整備部長。

小西都市整備部長 先ほど北野次長から基本的な一定の内容についてご答弁したと思いますけれども、木村委員の質問について、実は大阪市との話ということが1つあるわけでございます。

それと、梅田貨物駅の2分の1の問題ということでございますけれども、基本協定の中で、今現在の環境アセス等々についての協議については、あくまでも行政手続きをなささいよということが以前の基本協定の中身であろうという考えでいます。それを現在進めておられまして、それらが完了して、最終的に受け入れる合意をしたのちに、駅機能の工事に入れるというようになっておるわけでございます。

ですから、駅機能の工事については、この環境アセス並びに大阪市の2分の1の合意で、初めて再度5者、並びに今回については6者になると思いますけれども、基本協定が締結されるであろうというふうに、今考えておるわけございま

す。

今ちなみに、大阪市との協議については、鉄道建設公団から大阪市に対しまして、平成11年の2月に文書をもって実は2分の1を受け入れる協議をしたいということの申し入れをされておるわけでございます。

そこで今、木村委員もおっしゃってますように、百済並びに云々の話があるんですけども、それらについては、大阪市の方でいろいろと検討されながら、今は進めておられると。最終合意にはまだなっておりませんが、昨年も実は都市整備局長と私が実は東京のある会議でお会いした段階で、実は個人的ではありますが、協議を聞いた中では、一定の内容は検討しておるということは回答いただいております。

ですから、我々といましては、2分の1について、議会の本会議でもご答弁させていただいておりますように、大阪市と鉄道建設公団が覚書が最終担保ですよということは、過去からも報告させていただいている内容でありますので、我々としては、今後2年ぐらい先には一定の方向づけができるんじゃないかというように考えております。

それと、まちづくりとの整合性の問題でございますけれども、今、環境影響評価関係で、約2年ぐらいかかるであろうと。2年間の間に、一定の行政手続きが完了すれば、新たに受け入れの基本協定になりますよと。

基本協定をしたのちに、駅施設の工事を約4年ぐらいかかりますというように聞いております。

4年間の中で、まちづくりについて、市としてはいろいろなプランを、再度、検討していきたいというように考えてお

りますので、今はまずは行政手続きをまず第一というような考え方をしておりますので、まちづくりについては、一部中断しておるとというのが現状でございます。

山本善信委員長 木村委員。

木村委員 行政手続きにのっとして粛々とやられることについて、我々はノーということは言えませんから、それはやってもらって結構ですけれども、今申し上げたように、部長の方から答弁があった、平成11年の話を今、聞いたんですけれども、平成9年の段階で大阪市の磯村市長は百済の操車場を大規模工事をすれば、今、99万トンしか受けるあれはないけれども、半分を受けることは可能やということもおっしゃっています。

しかし、11年に至っても、まだそのことははっきりと担保されておりませんし、吹田の当時の岸田市長も、事業団が大幅に譲歩するのであれば、吹田市としても受け入れることは可能やということもおっしゃいますし、そういうことはまだ全然コンクリートされてはなしに、担保されてませんから、そのことをやっぱりきちりと担保しないと、この環境評価の結果は正確なものではなくなってくるわけです。もとの基本が変わってくるんやからね。

その辺をはっきりとコンクリートしてもらって、そっちの方も話を進めていってもらおうということにしないと、行政手続きでアクセスを何ぼやっても、市民はなかなか、あとの計画についてどうなっているかということになってきますと、なかなか理解が得られないと思いますし、そういう点では、行政手続きも大事ですけれども、そういうあとの跡地利用も含めて、取扱量の問題も含めて、やっぱり詰めていくという努力をしないと、この計画は前へ進まないと思いますので、そ

の辺のことについて、今後、努力をしてもらおうということになるんかね、その辺のことを、一定、もう一度答弁をさせていただいて、私なりに理解ができればそれでもう終えたいと思います。

山本善信委員長 小西都市整備部長。

小西都市整備部長 先ほどもご答弁いたしておりますように、まずは貨物の取り扱い量については、先ほど次長が250万トンと言うたんですけれども、我々の話では200万トンというように認識しております。

と言いますのは、中継作業が50万トン、約45万トンあるんで250万トンという表現をしたと思いますけれども、実際の貨物量の取り扱いについては、現在、梅田は200万トンでございます。

200万トンのなおかつ2分の1以内の100万トンということが基本協定でうたわれている中身であろうというふうに考えています。

ですから、梅田の貨物駅移転の2分の1、吹田に来るのはあくまで200万トンの2分の1の100万トンということは、過去の特別委員会でもご説明申し上げてきた経緯がございます。

それと、中の中継作業があるんですけれども、中継については、貨物取扱量に含まないというのが考え方でございます。と言いますのは、一定、プラットホームの中に列車が入ってきて、リフトで積みかえするというのが中継というように聞いておりましたので、実は私も梅田貨物駅のヤードを現地調査しながらいろいろ説明を受けた中で実際そういうことであるんで、トラックの輸送としてもトン数に含まないという国の説明でございます。

そういうことで、梅田から吹田に来るのは100万トン以内というのが実質、なおかつ車両は1,000台というのが

過去にご報告させていただいた内容でございます。

それと、大阪市の受け入れの問題でございますけれども、確かに今おっしゃっておる場所等については、大阪市が検討されている場所であるというふうに考えていますけれども、実は大阪市は大阪市内でいろいろ課題がありまして、いまだに正確な移転先は表明されておらないというのが現状でございますけれども、内部としてはいろいろ縷々検討されておるのが我々聞いておる内容でございます。

ちなみに、大阪市といたしましては、責任をもって2分の1を受けますよというような趣旨の内容は聞いておるんですけれども、それでは我々信用できないんで、こういう行政手続きの一環の中で、2つ大きな柱があるんですけれども、1点は環境影響評価の住民説明の基本合意ですよという問題と、もう1点は、先ほども言ってますように、大阪市と国とが文書で締結をしていただいたのちの写しをいただいた中で、市としては最終的な受け入れの検討をしていくというのが趣旨で、内容でございます。

それとまちづくり等々についてのお話でございますけれども、実は11年、12年で一定の調査をさせていただきました。吹田市とも協議する中で、環境影響の方が進まない中で、まちづくりをどんどんいくのはいかがなものかということがありまして、先ほども言いましたように、現在は一定の考え方は資料としては特別委員会にご報告させていただいたわけでございますけれども、それ以後の詳細等についての協議については、現在中断しておるというのが内容でございます。

いずれ、この受け入れの基本協定が合意になれば、約4年間の駅施設等々の工事かかるということを聞いておりますの

で、その間に市としては、最終的な方向性を出していきたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解賜りたいと思います。

山本善信委員長 木村委員。

木村委員 当初の計画では、梅田貨物の9割を吹田へ持ってくると。残り1割を大阪市やという計画があったわけですね。ところが、いろんなそういう環境アセスの問題とかいろんな問題で、吹田市が反対をする中で、宙に浮いたままになっていたわけです。

ところが、当時の精算事業団としても、旧国鉄長期債務の返済をやっぱり早くせないかんということでね、計画変更して、吹田と大阪市内の百済ということもその当時特定してましたから、百済とで半分、半分ということにしていって、早くやっぱりこの問題を解決をしないと、旧国鉄長期債務の返済ができへんということの事業団の都合といいますか、事情で妥協案としてこういう計画を示してきているわけです。

ただそういう点では、そういう旧国鉄の不始末を、尻拭いを市民、国民がされるということでは、大変迷惑な話で、だからやっぱりじっくりと腰を据えて、その辺の鉄建公団の都合だけではなくに、地元自治体の事情も十分勘案をしながらこの事業を進めていくということにしないといかんと思いますし、そういう点では、移転先の確定、それから取扱量の確定をきっちりさせていくと。その上での吹田貨物ターミナルの建設やということに私はしていかないかんと思いますし、その辺は、きょうここで一挙に問題解決できるわけではありませんから、その辺のことを念頭に置きながら、今後の取り組みをしてもらいたいということをお願いしておきます。

山本善信委員長 ほかにございませんか。本保委員。

本保委員 資料の方を見させていただいておりますけれども、自動車交通量のことなんでけれども、これは恐らくこれ平成9年7月15日の資料で間違いがなければ、この時点で自動車交通量の一般自動車台数が計算上、貨物関連自動車台数が1,000台、1日ということで、往復1,000台以内に交通量をとどめるということなんですが、一般自動車台数の調査結果が平成6年10月に行ったものを用いるというような形になっているように思いますけれども、この辺は再調査されて、直近のものに変えられるのでしょうか、お聞きしたいと思います。お願いいたします。

山本善信委員長 小西都市整備部長。

小西都市整備部長 交通トラックの進入路、貨物輸送の1,000台ということのお話だろうと思いますけれども、これについては、当初は2,400台等々が出てきたわけでございます。それについては、先ほど木村委員がおっしゃっておった当初は梅田の貨物機能を全面移転しますよということになりますと、2,400台になりますよと。当時の清算事業団のその時点の貨物量は二百四、五十万トンだったと思います。それであれば、約2,400台ということが数字出てきたわけでございますけれども、その後、この基本協定でうたっていますように、梅田の2分の1ということで100万トン以内となりますと、約1,000台の大型車両になる。4トン車以上の大型が出入りするんじゃないかというのが鉄道建設公団の資料でございます。

このトラックの出入り等については、基本的には摂津の市域は通らずに、吹田市の西吹田という地域があるわけでござ

いますけれども、そこから4キロほど専用道路を設けながら、貨物トラック等の出入りをしていくということが今、鉄道建設公団から示されておる中身でございます。そのルート等についての工法については、現在、吹田市と鉄道建設公団が縷々協議されているように聞いておるわけでございまして、本市については、トラック輸送のレーンについてはないというふうに報告させていただいた内容でございます。

山本善信委員長 本保委員。

本保委員 それでは今おっしゃっていただきました資料の内容と同じものだと思いますけれども、交通量の一般車両の量の調査というのは、このままの時点からこちら、行っていないあるいは行わない、今後、ということでしょうか。

全く影響がないというような形で今お聞きしたと思いますけれども、いかがでしょうか。

山本善信委員長 小西都市整備部長。

小西都市整備部長 台数については、あくまで鉄道建設公団がトラック輸送の過去のデータに基づいて割り出してきた台数では、1,000台ということでございまして、本市といたしましては、過去の特別委員会等々でもご説明した経緯がございます。

と言いますのは、進入路が1か所でございますので、チェックすれば接続の道路に一定期間、調査員を立てながら台数をチェックするという方法があるわけでございます。

それらについて、今、吹田市と鉄道建設公団がどういう体制でチェックするのか、いろんなことは現在詰められておるわけでございまして、本市におきましては、先ほどもご説明していますように、貨物移転の用地については、新たに軌道

の引きかえだけがされるというような設備ということは図面で示されておりますので、そういうことの中で、専用道路もないというように先ほどご答弁させていただいたということをごさいますして、先ほど言いましたように、西吹田から現在のJR用地の中を使いながら、高架もしくは地下案で今現在検討されておるのが内容をごさいますして、幅員については約7メートルぐらいの道路を計画されておるといのが内容をごさいます。

それらについて、吹田市は地域住民等といろいろ協議されておるのが実情をごさいます。

そういうことで、チェック機能とかいろいろなもの、吹田市もうちも過去にもいろいろ本委員会でもご説明させていただいた経緯がごさいますけれども、入り口が1か所のためにチェックするについて、容易にできるであろうと。最終的に今後は吹田の話になると思いますけれども、場合によってはカメラ等を設置しながら、データを集積していきたいというふうにも聞き及んでますけれども、それらについて、最終合意になったかというのはまだ聞いておらないので、今後はそれらについて十分協議されていくであろうというふうに考えております。

山本善信委員長 本保委員。

本保委員 それでは一応資料の方には書いてあったとおりのお答えだったと思いますけれども、一般市民、摂津市民に対しての交通渋滞等による影響は、現在のところはないという判断で進めておられるということでしょうか。それで間違いはないでしょうか。

山本善信委員長 小西都市整備部長。

小西都市整備部長 貨物駅に出入りする車のルート等については、今現在示されておりますのは、基本的には新御堂筋、

国道423号と言うてますけれども、それからは大阪市の都市計画道路、庄内新庄線を通りながら、神崎川の橋を超えて一部十三高槻線を使いながら、貨物駅の専用道路に接続するというような内容が示されておるわけをごさいます。それらのルートを通るについては、過去の委員会にもいろいろ資料をお示ししながらご説明してきた経緯でございますので、我々考えておりますのは、基本的に本市の市域は通らないと。部分的な面は中央環状線を通るかもわかりませんが、これらについては、前回の委員会で50台か40台と言ったかと思っておりますけれども、それぐらいの台数が通るような資料は示されております。

ですから、大半は進入路は吹田ということでご理解をお願いしたいと思います。

山本善信委員長 本市の市内の交通事情に影響はほとんどないというふうに解釈しているということですね。

ほかにございせんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

山本善信委員長 それではご質問もあとないようでごさいますので、これで本委員会を閉会いたします。

(午前11時1分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により、署名する。

駅前再開発特別委員会

委員長 山本善信

駅前等再開発特別委員会

委員 大澤勝哉